

商工会かわら版

NO 44 号 平成31年 4 月

●美郷町商工会 TEL:75-0805・FAX:75-1326
大和支所 TEL:82-2132・FAX:82-2953
商工会のホームページ <http://misato.shoko-shimane.or.jp/>

★ 持続化補助金申込み受付中！



4月より「小規模企業持続化補助金」の申込受付を行っています。持続化補助金は小規模企業の持続的発達を促すために作られた国の支援施策です。是非ご利用ください。

経営計画書が必要です。商工会では計画書の作成のアドバイスをさせていただきます。

採択時期 7月中旬予定

補助金の内容

補助率 補助対象経費の3分の2以内

補助上限 50万円（事業計画書 必須）

※採択決定前に購入したものや実施済みの事業については補助対象外となります

※その他詳細については商工会 麻布・陶山 まで

★働き方改革関連法案の施行について

4月1日より、働き方改革関連法案が施行されました。法案の主要な施行内容は以下の3点です

①時間外労働の上限規制

：原則、月45時間・年360時間・複数月平均80時間以内に設定する必要があります。

【臨時的な特別事情による例外措置もあります。】

②年間5日以上の有給休暇取得義務化

：義務化の対象は年間10日以上の有給休暇が付与される労働者です。なお、年間付与される法定有給日数は週または年間の労働日数や継続勤務年数によって決まります。

③正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止

違反者には罰則が科される場合がございますので雇用主の皆様はご留意のほどお願いいたします。

★2019年度中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業



出産による離職率の低減と、子育て環境の充実支援 出産後職場復帰の促進に取り組む事業者の支援を目的とした事業です。

対象

産休前、少なくとも2ヶ月以上勤務している従業員（常勤従業員のほか、パート従業員など、就労勤務形態は問いません）

※申請人数の制限はございませんが、個人事業主との同居親族や、会社役員については原則として対象外となります。

申請可能期間

職場復帰した後、3ヶ月以上の就労が確定した日の翌日から1年間

支給される奨励金について

育児休業取得月数が

- ① 17ヶ月以上の場合：40万円の支給
 - ② 3ヶ月以上 17ヶ月未満の場合：20万円の支給
 - ③ 3ヶ月未満の場合：10万円の支給
- （③は産休終了後、育休なしで復職した場合も含む。）

※その他詳細については商工会までお問合せ下さい

★ 経営指導員の異動について

前経営指導員 藤原幸次は3月31日をもって美郷町商工会を退職し、新たに4月1日より麻布公昭が経営指導員として着任致しました。

ご挨拶

4月1日より美郷町商工会に参りました麻布公昭（あさぶ こうしょう）と申します。美郷町浜原の出身で、18年ぶりに地元商工会に戻りました。会員の皆様の持続的な発展に向けた取り組みや、様々なご相談をいただけるよう、これから努めていきますので、何卒よろしくお願いいたします。